

阿山ふるさとの森公園周辺公共施設における官民連携事業可能性調査業務委託  
に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

阿山ふるさとの森公園周辺の公共施設（対象施設は別表1）を民間資金の活用により一括して管理・運営することを目的とした官民連携事業可能性調査業務の発注にあたり、業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により企画力、提案力等の観点から最適な候補者を選定するものとする。

2. 業務概要

- (1) 名称：阿山ふるさとの森公園周辺公共施設における官民連携事業可能性調査業務委託
- (2) 履行場所：伊賀市川合地内
- (3) 業務内容：「阿山ふるさとの森公園周辺公共施設における官民連携事業可能性調査業務委託仕様書」のとおり。
- (4) 履行期間：契約の日から2020（令和2）年2月28日まで。

3. プロポーザルの実施方式

公募型プロポーザル方式（簡易型）

4. 予算限度額

5,170,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

5. 参加資格

公告日現在、伊賀市会計規則第86条第2項に規定する入札参加資格者名簿の「計画策定・コンサルティング」に登録されている者で、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- (4) 公告又は指名から契約締結までの期間に、伊賀市又は三重県で指名停止等の措置を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）
- (5) 過去5年間で、PFI事業又は官民連携事業の実現可能性調査業務及びアドバイザー業務に関する元請けとしての委託業務の実績があること。

- (6) 業務に係る者が、官民双方の立場でPFI/PPPの企画・立案に関する経験を有する者であること。
- (7) 単体企業で参加すること。
- (8) 法令、規則等に違反していない者。

## 6. 技術提案を求める内容

各施設の現状調査及び前提条件の整理、事業コンセプトの検討、事業手法及び事業範囲の検討、事業スケジュールの検討、官民連携手法の実現検討及び事業者ヒアリング、調査分析及び報告書の作成

## 7. 参加資格確認申請書及び設計図書等

### (1) 提出書類

- ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2号） 1部
- イ 履行実績書（様式第3号） 1部
  - ※ 業務内容確認のため、業務内容等が記載されている仕様書等の一部（写）及び履行実績を証する書類（写）を添付すること。
- ウ 配置予定技術者届出書（様式第4号） 1部
  - ※ 雇用の確認できる書類、資格証の写し及び実務経験を証する書類を添付すること。
- エ 納税証明書等（提案書提出期限から起算して6か月以内のものに限る。）

### (2) 提出書類の受付

- ア 受付期間 2019（令和元）年6月19日（水）から2019（令和元）年6月27日（木）まで。  
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）
- イ 受付場所 伊賀市馬場1128番地  
伊賀市阿山支所振興課
- ウ 提出方法 書面により持参すること。

### (3) 設計図書等の閲覧

- ア 閲覧期間 2019（令和元）年6月19日（水）から2019（令和元）年6月27日（木）まで。  
伊賀市ホームページに掲載する。

### (4) 設計図書等に対する質問

- ア 提出期間 2019（令和元）年6月19日（水）から2019（令和元）年6月27日（木）まで。  
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 伊賀市馬場 1 1 2 8 番地

伊賀市阿山支所振興課

ウ 提出方法 書面による持参とし、郵送を認めない。

(5) 設計図書等に対する回答

ア 供覧期間 2 0 1 9 (令和元) 年 7 月 1 日 (月) から 2 0 1 9 (令和元) 年 7 月 26 日 (金) まで。

イ 供覧場所 伊賀市ホームページに掲載する。

8. プロポーザル参加資格の確認

(1) 参加者の決定

提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等の内容について確認し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格の有無の通知

2 0 1 9 (令和元) 年 7 月 1 日 (月)

(3) 参加資格の有無について

参加資格の有無については、プロポーザル参加資格確認結果通知書により通知する。

(4) 資格がないと通知された者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成 19 年伊賀市告示第 256 号）第 4 条の規定に基づき否認理由の説明を求めることができる。

ア 提出期間 プロポーザル参加資格確認結果通知書にて通知を受けた日の翌日から 2 0 1 9 (令和元) 年 7 月 5 日 (金) までの午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く。）

イ 提出場所 伊賀市馬場 1 1 2 8 番地 1

伊賀市阿山支所振興課

ウ 提出方法 書面による持参とし、郵送を認めない。

(5) 中止又は延期

伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成 25 年伊賀市告示第 176 号）第 17 条に該当する場合は、プロポーザルを中止又は延期する場合がある。

9. 提案書の提出

(1) 提出期間 2 0 1 9 (令和元) 年 7 月 1 日 (月) から 2 0 1 9 (令和元) 年 7 月 26 日 (金) まで。

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 提出場所 伊賀市馬場 1 1 2 8 番地 1

伊賀市阿山支所振興課

(3) 提出方法 書面による持参とし、郵送を認めない。

(4) 提出部数 1 0 部

10. 評価方法及び評価基準

企画提案書等の特定までに関わる審査は、令和元年度 阿山ふるさとの森公園周辺公共施設における官民連携事業可能性調査業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施し、最優秀者1者、次点者1者を選定する。

共通事項	
書式等の名称、様式	記述内容、提出部数等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとする。ただし、スケジュールを記載する場合は、A3判普通紙を活用しても問題ない。</li> <li>・文字サイズは10ポイント以上とする。文字等の色の指定はしない。</li> <li>・提案書、及び見積書には会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるかが分かる表示は一切しない。</li> </ul>	
参加表明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定様式を活用すること。</li> <li>●提出部数は、1部とすること。</li> </ul>
企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定様式はない。</li> <li>●企画提案書には、下記の必要事項を記載すること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本業務を進めるにあたっての考え方や進め方について</li> <li>(2) 各業務の提案内容について</li> <li>(3) 実施体制とスケジュール</li> </ul> </li> <li>●ページ数の制限はない。提出部数は10部とする。</li> </ul>
見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定様式はない。</li> <li>●見積金額には消費税を含む。ただし、予算限度額を超える金額は記載できない。</li> <li>●ページ数の制限はない。提出部数は1部とする。</li> </ul>
類似契約実績書	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定様式を活用すること。</li> <li>●法人として、本件と類似した契約を履行した実績について、指定様式に契約の概要を記載すること。</li> <li>●ただし、過去5年以内の契約に限る。</li> <li>●ページ数の制限はない。提出部数は1部とする。</li> </ul>

評価、採点

審査委員会において、プロポーザル参加者の提案書を評価、採点を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定する。評価項目及び配点は下表のとおり。なお、提出書類が所定の形式に適合

していない場合は減点する。

### 【評価項目と評価点】

評価項目	配点
① 本業務を進めるにあたっての考え方と進め方 ・全体の考え方の妥当性や実施手順などに整合性が取れるか ・全体のスケジュールは妥当であるか ・実施体制はしっかりしているか ・合理的で納得できる内容か	30点
② 各業務の提案内容について ・提案内容が合理性、納得性があるものか ・市の特徴や課題を理解した提案がされているか ・提案内容が具体的であり、実行可能な提案であるか	50点
③ 業務実績について ・業務を実施するにあたり、十分なノウハウを持っていると期待できるか	10点
④ 見積について	10点
計	100点

### 結果通知、結果公表

プロポーザル参加者全員に電子メール（又はFAX）で「プロポーザル評価結果通知書」を送付し、結果を通知する。通知は、2019（令和元）年8月1日（木）に結果通知書を送付する予定である。

### 11. 提案書の特定

#### （1） 提案書特定・非特定の通知

2019（令和元）年8月1日（木）

#### （2） プロポーザル提案書評価結果通知書により通知する。

#### （3） 特定されなかった者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領第4条の規定に基づき非特定理由の説明を求めることができる。

ア 提出期間 プロポーザル提案書評価結果通知書にて通知を受けた日の翌日から2019（令和元）年8月7日（水）までの午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 伊賀市馬場1128番地1  
伊賀市阿山支所振興課

ウ 提出方法 書面による持参とし、郵送を認めない。

## 12. 業務委託先の決定

- (1) 業務仕様書の作成  
提案書特定の通知を受けた者は、速やかに業務仕様について発注者とその内容を協議し、業務仕様書を作成する。
- (2) 契約の方法  
業務仕様書が作成されたのち、提案書特定者と随意契約による契約を締結する。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。
- (3) 契約保証金の納付  
伊賀市会計規則第 99 条の規定による。

## 13. 実施スケジュール

公告・要領等の公表	2019（令和元）年6月19日（水）
参加資格確認申請書等提出期間	2019（令和元）年6月19日（水）から 2019（令和元）年6月27日（木）まで
提出書類に関する質問票受付期間	2019（令和元）年7月1日（月）から 2019（令和元）年7月26日（金）まで
企画提案書等提出期間	2019（令和元）年7月1日（月）から 2019（令和元）年7月26日（金）まで
審査結果通知	2019（令和元）年8月1日（木）
契約締結	2019（令和元）年8月初旬

## 14. その他

- (1) 詳細は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱の規定によるものとする。
- (2) 資料作成に要する費用は、参加希望者及び提案書提出者の負担とする。
- (3) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。
- (4) 企画提案書等の提出者は、本業務に関して専門分野（管理技術者を除く。）についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルに参加できない。
- (5) 企画提案書等を提出した者が、審査委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは失格とする。
- (6) 企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。
  - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 提出書類に虚偽の記載があるもの、既に発表されたものと同ーあるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。
- (7) 企画提案書等に記載した配置予定の管理技術者は、原則として変更できないこととする。  
ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず同等以上の管理技術者であることについて伊賀市の承認を得なければならない。
- (8) 次の納税証明書等（提案書提出期限から起算して6か月以内のものに限る。）の提示がないと、本プロポーザルには参加できない。
- ア 伊賀市内に本店を有する事業者  
（ア） すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行
- イ 伊賀市内に支店、営業所、出張所等を有する事業者  
（ア） すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行  
（イ） 消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕＝所管税務署発行
- ウ 三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者  
（ア） すべての県税〔未納税額のない納税確認書〕＝所管県税事務所発行  
（イ） 消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕＝所管税務署発行
- エ その他の事業者  
（ア） 法人税、消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3の3〕＝所管税務署発行
- (9) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定める。
- (10) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、伊賀市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成16年伊賀市告示第91号）に準じ資格停止措置等を行うことがある。

別表1（1. 目的関係）

阿山ふるさとの森公園
阿山ふるさと資料館
阿山B & G海洋センター
阿山第1運動公園
阿山第2運動公園
阿山交流促進施設（道の駅あやま）
あやま文化センター